

平成 8 年 3 月 15 日

政府規制緩和推進計画の改定に向けて

自由民主党行政改革推進本部

本部長 水 野 清

同・規制緩和委員会

委員長 唐 沢 俊二郎

昨年末、党則 78 条に基づき、橋本総裁直属の行政改革推進本部が設置され、さらにその中に、基本問題、財政改革、行政組織・首都機能移転、地方分権・地方行政改革の各委員会並びに規制緩和委員会が設置されました。

行政改革推進本部は、政府が進めている各般の作業を、党としては一体のものとして取り扱うこと、その上で国のあり方を構想し、道筋をつけることを目的としています。

規制緩和に関して政府においては、「規制緩和推進計画」の年度末改定作業が進行中であり、当委員会としても、5 分野に焦点をあてて政府の作業を支援するため、30 回の会合を重ねて参りました。

本日、土地・住宅分野（原田昇左右 座長）、電気通信分野（小杉 隆 座長）、金融・証券分野（塩崎恭久 座長）、公益法人分野（中村正三郎 座長）、行政手続分野（塩谷 立 座長）に関し、規制緩和案をとりまとめましたのでご報告申し上げます。

公益法人と行政手続分野では、今後引き続き作業を続ける案件について、その方向性を示したものとなっています。

この規制緩和案は、今後与党内手続きを経て、政府の推進計画に盛り込まれることとなります。

また、当委員会は今後も引き続き政府、団体、有識者などとの意見交換を続け、大学をはじめ教育分野での規制のあり方など、作業範囲を広げる方向で検討しています。

橋本総裁の下での今次行政改革は、政府の役割、国と地方との関係、行政の透明性などあらゆる角度から政府のあり方を洗い直す作業を行うこととなります。そしてこれらの問題と規制緩和とは非常に密接に絡み合っています。

当委員会での今後の作業は、個人、企業を問わず、民間が政府の規制により負担している直接・間接のコストを最小限度に下げること、政府の規制・保護等の過剰な関与により束縛感すら感じている個人・企業を政府から最大限自由にすることを基本として、国民生活に実質的な利益をもたらす実効措置を求めることとしています。今後も各界からご意見

を頂ければ幸いです。

1.自民党 行政改革推進本部における住宅・土地分野の規制緩和の内容

項 目	規 制 緩 和 の 内 容
<p>1.住宅の生産・輸入等に関する規制緩和</p> <p>(1) 建築規制の性能規定化</p> <p>(2) 建築基準に係る相互認証協議の推進・2×4工法等枠組壁工法住宅用資材の一般的受入れ</p> <p>(3) 建築関係事務における民間活用</p> <p>(4) 木造三階建て共同住宅の建設可能地域の拡大</p> <p>(5) 木材のJAS規格の格付けの合理化</p>	<p>建築規制について、内外無差別、民間の選択の拡大等の観点から、性能規定化を図るための新たな制度的枠組みを平成8年度中に策定するとともに、速やかに法制上の措置に着手する。</p> <p>また、平成8年度中に特に内外からの要請の強い2×4工法等枠組壁工法住宅の建築基準について先取りして性能規定化を図る。</p> <p>建築資材についての規格・基準の国際的整合化を推進するとともに、建築基準に係る相互認証協議を引き続き推進する。特に、米国、カナダ等の海外の規格に適合する2×4工法等枠組壁工法住宅用資材を一般的に受け入れることとし、協議が整ったものから逐次実施する。住宅金融公庫融資についても、同様とする。</p> <p>建築関係事務における民間活用の具体的方策についても、建築規制の性能規定化と併せて平成8年度中に基本的方向を取りまとめ、速やかに法制上の措置に着手する。</p> <p>平成8年3月5日に建築研究所で実施した実大火災実験の結果を踏まえ、木造三階建て共同住宅の建設可能地域拡大のための技術を開発し、平成9年度中に要求性能水準を明確化する。</p> <p>木材のJAS規格については、外国検査機関のデータを活用し、JAS格付けを合理的なものとするため、 外国検査機関の指定を一層拡大するとともに、 JASマークを付することができる外国工場の認定手続きの簡素化を早急に実施する。</p>

項 目	規 制 緩 和 の 内 容
<p>2. 水道工事等に関する規制緩和</p> <p>(1) 水道工事への参入規制の撤廃</p> <p>(2) 給水器具の型式承認制度の廃止、性能基準化</p> <p>(3) 自治体による重複検査の廃止等</p>	<p>給水装置工事事業者の自由な参入を認める法案について、今国会中の成立を図る。</p> <p>消費者の負担につながる給水器具の型式承認制度を廃止し、性能基準を公表する制度とし、平成9年度からの実施を図る。またこの関連で、給水器具については、国の基準に適合していれば、専門機関の検査を受けなくても使えるものとし、専門機関の検査を受けたものを用いるかどうかは消費者の選択に委ねられる制度とする。</p> <p>自治体の給水条例等については、上記の性能基準化に関連して、重複検査等は廃止し、ひな形化・簡素化を平成9年度から実施するものとする。</p> <p>(備考)</p> <p>国は、基準の規格化に努めるとともに、規制緩和が阻害されることのないよう指導を強める。</p> <p>(1) 苦情110番を設け、消費者、給水装置製造・販売事業者からのクレームを受け付ける。</p> <p>(2) 国際的な整合性を確保するため、海外との調整は国が自ら行う。</p> <p>(3) 中小零細事業者や並行輸入に対応できるシステムをつくる。</p>

項 目	規 制 緩 和 の 内 容
<p>3. 都市計画の線引き等に関する規制緩和</p> <p>(1) 線引きの運用の改善による見直しの促進</p> <p>(2) 市街化調整区域内の都市的なニーズへの積極的な対応</p> <p>(3) 耕作放棄地の解消</p>	<p>線引きの運用については、平成7年3月に定められた規制緩和推進計画に基づき、規模を定める考え方（人口密度 60人/ha）住宅系の飛地の規模（50ha）等に関して、平成7年度中に緩和する。</p> <p>これらの運用の改善により、地域の実情が反映できるよう、市町村長と住民の意見を聴き、平成8年度から線引きの見直しを積極的に進めるよう指導する。</p> <p>市街化調整区域内での都市的なニーズに対応する開発行為については、市街化調整区域における地区計画等の手法又は集落地域整備法による手法を積極的に活用することとし、更に開発許可の円滑化を進める。</p> <p>特に、集落地域整備法については、都道府県単位で活用方針を定めるとともに、運用について必要な見直しを行い、積極的な活用を図る。</p> <p>耕作放棄地の解消については、特に優良農地に介在する耕作放棄地の農業的利用の確保に努めるとともに、自然的社会的条件からみて農業上の利用を図ることが適当でない耕作放棄地の利活用のため、その整理統合を図るための交換分合制度の活用と農振・農用地区域の見直しを行ったうえで、地区計画、区画整理、集落地域整備法等の活用により土地の有効利用を推進することとし、この旨平成8年度早々に指導を徹底する。</p>

項 目	規 制 緩 和 の 内 容
<p>4. 国土利用計画法による土地取引に関する規制緩和</p>	<p>相当期間地価が下落し続けている現在の状況にかんがみ、大規模なプロジェクトが実施される場合等周辺地域の地価への影響が大きく出るおそれのある場合を除き、価格審査については、法第27条第1項第1号の「著しく適正を欠くこと」等の判断をそれぞれの社会経済情勢に適合して適切に行うよう見直して、当事者間の土地取引価格が尊重されるよう措置するものとする。この旨平成8年度早々に通達を発出し、円滑な土地取引が行われるよう指導する。</p> <p>上記の措置が的確に運用されるよう、都道府県担当者等の会議等を通じ、趣旨を徹底する。</p>

2- 自由民主党行政改革推進本部における電気通信分野の規制緩和の内容

項 目	規 制 緩 和 の 内 容
過剰設備防止条項削除	過剰設備防止条項を削除することとし、そのために公益事業特権を付与する新しい仕組みを検討する。 【関係省庁：建設・運輸・自治・国土・大蔵・文部・環境・農水・警察】
料金規制の緩和	現在認可制となっている携帯・自動車電話、PHS、無線呼出等の移動体通信の料金について、平成8年度中に事前届出制へ移行する。
接続規制の見直し	NTT 地域通信網について、接続の義務化を含め、相互接続の基本ルールとして策定すべき具体的内容を平成8年中に決定する。
公専公接続	公専公接続を平成8年中に完全自由化する。
国際VAN	国際VAN サービスにおける基本音声サービスについて公衆網との接続を平成9年中に完全自由化する。
業務受託弾力化	CATV 事業者や下水道管理用光ファイバを所有する地方公共団体等の第一種電気通信事業者以外の者が弾力的に業務受託することを平成7年度中に可能とする。
第二種電通事業者基準	平成8年7月を目処に一般第二種電気通信事業の範囲を拡大する。
外資規制	世界的な自由化に向け、WTO(世界貿易機関)基本電気通信交渉の結果等を踏まえ、第一種電気通信事業の外資規制の一層の緩和を検討する。
衛星デジタル放送料金	現在認可制となっている衛星デジタル多チャンネル放送の有料放送料金の事前届出制移行について平成9年度早期に法改正を待って実施する。
周波数帯域の拡大	映像国際放送用周波数帯域の拡大に向け、関係規定を平成8年度中に見直す。
多重放送の融合	既存の文字多重放送と地上データ多重放送との融合的利用を促進するため免許手続きの簡素化を平成8年度早期に実施する。
道路占用規制の緩和	電気通信事業者による道路占用手続きの一層の簡素化を図るとともに、既に占用している物件を追加的に利用する場合の、いわゆる二次占用の取り扱いについては、簡素化、料金の見直し等、平成8年度中に改善する。
遠隔医療	マルチメディア活用による遠隔診断について、医療技術等の向上を踏まえ、引き続きネットワークを介した画像データ等のやり取りによる診療支援システムの研究等を行うとともに、平成8年度においては、その有用性等につき検討を進める。 ・遠隔診断行為について医師法等との関係を整理した上で、診療報酬上の位置づけについても明確化を図る。

2- 自由民主党行政改革推進本部における電気通信分野規制緩和の今後の課題

項 目	引 き 続 き 検 討 す べ き 事 項
電 子 会 議	電子会議について【法務省見解】一般企業における電子会議による取締役会については、各取締役の音声と画像が他の取締役に伝わり、適宜的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、かつ取締役会議事録に使用設備の態様や利用者等の記録があれば有効と解されるので、特に規制はしていない。
電 子 教 育	電子教育について【文部省】義務教育の一部にマルチメディアを積極的に活用するため、指定校・指定地域等で具体的活用方法を調査研究中である。
税 制	税法上保存が義務づけられている書類の電子化については、早急に結論を得る。
諸 制 度	その他、マルチメディアの活用を想定していない諸制度の見直しについては、引き続き担当省庁における検討が必要である。

3. 自民党行政改革推進本部における金融・証券分野の規制緩和の内容

項 目	規 制 緩 和 の 内 容
時価発行公募増資のガイドライン	現在、日本証券業協会においてエクイティ・ファイナンスにおけるディスクロージャーの改善について検討が行われており、経済界のサポートが得られるのであれば、本年4月にも現行のガイドラインを撤廃したい。
大型私募債ルール	本年4月より 1回当たり発行上限額（200億円以内）、年間発行上限額（1,200億円以内）、起債回数の制限（年6回以下）を撤廃する（発行に関する制限はなくなる。） また、平成10年度より、当該債権及び発行体に関する一定の情報が入手可能である場合には、機関投資家間の転売を即時に行うことができることとする。
リース・クレジット会社の社債・CPによる資金調達に係る規制緩和	<p>出資法第2条第3項の改廃について、社債及びCPで調達した資金の用途制限を含めノンバンクの規制のあり方や金融制度におけるノンバンクの位置づけ、関連金融法規との関係等総合的な検討を開始する。 （平成8年度以降）</p> <p>リース・クレジット会社がCPにより調達した資金に係る用途制限について、貸付金以外の用途についての制限を廃止する。 （平成8年度）</p> <p>現行、前事業年度末における貸貸資産残高、有形固定資産残高及び割賦債権残高の合計額（以下「資産残高合計額」という）の二分の一としているリース・クレジット会社のCP発行残高の上限について、資産残高合計額まで引き上げる。 （平成8年度）</p> <p>CP発行代わり金が実際に支出されるまでの運用について運用対象に係る規制を廃止する。（平成8年度）</p> <p>社債により調達した資金については、貸付金以外の用途に充てることについては禁止されていない旨を明確にする。 （平成8年度）</p>
商品ファンドに関する規制緩和	<p>投資家保護上必要な措置を講じることを前提に、最低販売単位に係る規制について、1千万円まで引き下げる。 （平成8年4月中）</p> <p>投資家保護上必要な措置を講じることを前提に、解約不可期間に係る規制（3年間）について、撤廃する。 （平成8年3月中）</p> <p>商品以外の投資対象の組入れに係る規制に関し全面的な見直しを行う。 （平成8年度中）</p>

項 目	規 制 緩 和 の 内 容
決済関係の規制緩和 (1) 交互計算 (2) 期間に関する特殊決済	<p>「交互計算制度」に関し、複数国の企業間のマルチ・ネットィングを可能とすること、交互計算制度における取引上限金額 1 億円を撤廃すること等について検討中。</p> <p>輸出入等に伴う 2 年を越える支払・受取に関する特殊決済方法を許可制の対象から外すことについて検討中。</p>
証券外為の拡大	証券会社はその顧客のニーズに応えられるよう、証券外為を幅広く認めることについて検討中。
テクノロジー関連の規制緩和 (1) クロスライセンスの相殺決済に係る規制緩和 (2) 技術導入契約におけるソフトウェアの範囲の見直し	<p>技術導入契約と技術提供契約を併せ行う、いわゆるクロスライセンス契約において、契約当事者が技術導入と技術提供の対価を相殺により決済する場合、本来外為法により許可が必要であるが、この許可を要しないこととするための所要の措置を講じる。</p> <p>ソフトウェアは今日では広く個人層まで日常的に使用されている現状に鑑み、今後は、エンドユーザーの使用を主たる目的として行う輸入であって、製造権を伴わないものは、技術導入の対象外とし、事後報告を要しないものとするための所要の措置を講じる。</p>

4. 公益法人に関する改革

1. 公益法人の問題点

行政改革、規制緩和を進めて行く上で、公益法人問題は避けて通れない。

公益法人は、その数 26,312、内法律に基づく指定を受けて何らかの行政の代行的機能を持つものが 137 ある。(平成 6 年 10 月 1 日現在)

これらの法人は、民法に定めるところにより法人格をもつが、明治 29 年に制定された民法には 34 条に祭祀・宗教・慈善・学術・技芸その他公益に関する社団又は財団で、営利を目的としないものが主務官庁の許可により法人格を持つことが出来るという程度の事しか定められておらず、何のためにどういう団体に法人格を与えるか具体的な定めは無く、又公益の定義もされていない。

法人格の付与が、主務官庁の公益であるかないかの判断にのみまかされ、一旦設立してしまうと、内部に監事を置くことは義務ではないし、置いたとしても、その監事には、法人の運営・財産の監理状況に不整がある時に、総会又は主務官庁に報告する事が義務づけられているだけで、必ずしも主務官庁に報告する義務はない。

したがって、設立後の主務官庁の指導監督は、主としてその法人の行っている業務が公益的かどうかの点に限られ、国の関与は極めて薄いものとなる。

この公益法人が行政指導と相俟って、行政の末端において極めて曖昧な形で存在し、行政改革、規制緩和を困難にしている。

具体的には次の 3 つの問題に分けられる。

1 つは、法律によって行政の代行機能を果たすべく指定された法人が的確に業務を行わず、又、私法人であるゆえに行政の命令が行き届かず結果として規制緩和が困難になっているケースである。

2 つめは、法律により指定されていないにもかかわらず、行政の代行機能を行政指導又は自らの判断により行ない、結果として、極めて不明瞭な、検査・検定・格付・認定などを作り出し、その数が膨大になり、行政改革、規制緩和に逆行している事である。

3 つめは、株式会社など営利法人が行ないうる仕事を公益法人が行ない、法人税を免除され、もしくは軽減され、地価税も免除されている事である。

結果として公正な競争が損なわれ、民業を圧迫し、健全な業界の発展を阻害しているケースもあり、国民の納税意欲に深刻な悪影響を与えるとともに、この様な団体に法人格を与えた行政に対する国民の信頼をもむしばんでいる。

しかもこれらの公益法人のほとんどは、多くの天下り官僚を擁し、それらの人々が会長・理事長・専務理事・常務理事・理事などの要職につき、評議員には多くの現職官僚が名を連ね、業界代表などの理事・職員と一体となって運営されている。

中には、現職官僚を雇用している法人もある。

以上述べた諸問題は、戦後徐々に形作られてきたものと思われるが、第二次臨調の民法の勧めによって加速された。

第二次臨調では、検査・検定・認定・資格の付与などの行政機能の民間への委譲を勧め、一方では閣議決定により、特殊法人・認可法人の新設は制限されていた。

民間における受皿について配慮しないまま、許認可の民間への委譲を勧め、特殊法人・認可法人の新設を制限していた結果として、行政が受皿を公益法人に求め、昭和 58 年の臨調最終答申以後公益法人の設立が増した。

第二次臨調の目指した規制緩和による国民負担の軽減、民間活力の助長は、行政の代行をする公益法人の増加を生んだ点ではその目指した通りには進まなかった。

濫設防止を目指した資格制度も公益法人による多様なものが出現し、法律に根拠を持たない大臣認定資格が濫発される結果となった。

特殊法人・認可法人の設立を抑制しても、同じような公益法人が増えたのでは意味が無い。

改革の提言

〔1〕 早急にやらなければならないこと。

検査・認定・資格付与などの行政機能の民間への委譲を見直し、行政機能を民間へ委譲をする場合の基準を作成する。

当面、公益法人の設立を抑制するとともに、現在ある「公益法人の設立及び指導監督基準」の強化を図った上、閣議決定に格上げし、その厳格な適用を可能とする制度を確立する。

現に行われている、公益法人による検査・認定・資格制度などを見直し、特に法律による根拠のないものは廃止するか法律を整備するとともに、必要な場合には、国の責任において、法律に基づき諸要件を明記した法人を設立し、行政の機能を代行させることを検討する。

一般私企業と、事業の種類、内容、対象者等が競合する結果となっている公益法人については、その株式会社への移行を指導する。

公益法人への官僚の天下りの抑制について検討する。

〔2〕 中長期的にやらなければならないこと。

民法を見直し、諸外国の例にも見るように、準則主義に基づく法人の設立、廃止を可能にすることも含め検討する。

法人税法を見直し、諸外国の例に見るように、原則課税とし、法人に対する課税上の配慮は、法律の定めるところにより行う事を検討する。

特殊法人等の新設を制限している閣議決定を見直し、必要に応じ、代行する行政機能にふさわしい法人形態を選択できるようにする。

5. 行政手続分野に関する改革

基本方針

行政コスト及び国民負担の軽減を図るため、行政手続きにおける国民の申告、申請などの書類や官庁のペーパーワークについて、簡素化、共通化・統一化、電子化・ペーパーレス化の視点から現行の制度、運用を見直し、行政スタイルの変革を促進する。

具体的措置の方向

行政手続きにおける国民の申告、申請等については、簡素化、統一化等を求める声が強。今後、引き続き、具体的な要望を把握しつつ、諸般の方策を進める。具体的には、以下の通りである。

行政書士が作成する書類に磁気ディスクが含まれることを明確にすることとし、そのための法律改正を今国会中に行う。書類作成を業務とするその他の類似の資格者についても、順次、同様の手当てをしていくこととする。

公共工事の競争参加資格の申請について、国については、平成6年1月に申請書類の統一、審査事務の一元化等に関する各省庁申合わせが行われているところであり、これを徹底するとともに、不統一となっている地方公共団体については、申請書の様式の全国統一に向けて、速やかに検討を進める。

厚生年金保険の適用事業所の申請について、昨年5月に一括適用への道がひらかれたところであるが、その周知、定着を図る。

申告・申請の際に求められる押印の制度、慣行について、真に必要なものを除き、原則として押印を要しないこととするよう見直しを行う。

各種行政調査については、必要最小限にするとともに、その趣旨を明確にするなど、いたずらに国民や企業に負担をもたらすことのないよう見直しを行う。

許認可等の行政手続きの殆どが紙によって行われている現状にかんがみ、書類の電子データによる保存、申告・申請手続きの電子化・ペーパーレス化を促進するための諸制度の見直しを進め、早急に結論を得て、所要の改革を進める。

申請負担軽減対策

平成9年1月30日

自由民主党行政改革推進本部

(公共料金等検討委員会)

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。従来から、我が党は、このための取り組みを行ってきたが、今日、簡素で効率的な行政及び質の高い行政サービスの実現が強く求められ、情報通信技術が飛躍的に発展をみたにもかかわらず、許認可や補助金等に係る申請、届出あるいは諸種の統計調査等の実施に際して改善がみられず、国民が無用の負担を被っている実態が依然多くみられる。このため、ここに申請負担軽減対策を定め、政府をして実行せしめることにより、申請等に伴う手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力におし進め、今世紀中に申請等に伴う国民の負担感を半減することを目標とする。

1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

イ 申請書の記載事項等の簡素化

申請書等記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠のものに限る。

添付書類は、申請書等記載事項の真实性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。

申請書の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。

既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

ロ 変更申請等の簡素化

変更申請については、それを必要としない事項を拡大し、また、変更申請を必要とする場合でも記載事項及び添付書類は変更事項に関するものに限定する。

更新申請書の記載事項は、新規の変更事項を除き、原処分の継続希望の表明のみとすることとする。

事業者が相続、合併及び営業の譲渡・譲受により事業を開始する場合であって、その申請内容に実質的な変更がない場合には、既得許認可が、原則としてその事業者者に簡便な手続きで承継されるよう措置する。

八 同種申請の簡素化

同一人が行う同種の複数の申請については、一括申請を認める。

複数の法令に基づく同種の申請・検査結果等の相互活用によって、一方の申請・検査等を免除すること等により、申請者、受検者等の負担を軽減する。

二 押印、手数料納付の合理化

申請・届出に際しての押印のあり方を検討する。

申請・届出の手数料納付について、収入印紙による納付の他、予納を含む現金納付や口座振替による納付が可能な範囲を拡大する。

ホ 処理期間の短縮及び有効期間の倍化

申請・届出に関する共通ルールを定めた行政手続法の趣旨を各省庁の出先、地方公共団体を含めて徹底し、処理期間を短縮するとともに、審査基準を国民の目から見て分かりやすく、納得のいくものとする。

有効期間のある許認可について、有効期間を見直すとともに、有効期間を設定する必要のある場合であっても長期とする。具体的には、明らかに不適切なものを除き、現行の有効期間を倍化する。倍化が困難なケースでも最大限延長する。

2 申請・届出の電子化・ペーパーレス化

行政情報化推進計画の期間中（平成 7 年～11 年度）社会的な需要の大きい行政情報を重点として、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする措置を講ずる。

申請・届出手続については、霞が関 WAN の活用などにより、国・地方を通ずる行政の情報通信基盤の構築を進め、国・地方を通じた窓口の一元化、1 つの手続で関連の申請などがすべて同時にできるワンストップサービスを早期に実現する。

法令に基づき民間事業者に保存を義務づけている書類について、原則として平成 9 年度末までに電子媒体による保存が可能となるようにする。

各種証明の交付など申請・届出手続の電子化・ペーパーレス化を行政情報化推進計画の最終年度である平成 11 年度をまたずに、原則として平成 10 年度末までに可能なものから早期に実施に移す。

3 統計調査の簡素合理化

各省庁は、所管するすべての統計調査について、統計調査見直し計画の最終年度

である平成 11 年度をまたずに、原則として平成 10 年度末までに、報告者負担の軽減の観点から見直しを概ね完了する。

国民の報告負担を軽減しつつ必要な統計を作成するため、行政記録の統計化を進めるための調査に直ちに着手し、平成 9 年度末をメドに当面の調査結果を取りまとめ、その結果等を踏まえて、行政記録の統計への活用を推進する。

原則として、すべての指定統計について平成 10 年度末までに、調査結果の所在情報案内機能を整備するとともに、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする。その後、順次承認統計、届出統計及び業務統計に範囲を拡大する。

原則として、すべての指定統計の第 1 報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査は 60 日以内、年次・周期調査は 1 年以内に公表する。

4 行政調査の簡素合理化

各省庁は、諸種の行政調査について、相互の関係を十分に吟味し、必要不可欠のものに限定する。また、調査に際しては、根拠法令を明記するとともに、特に調査に対する回答が任意であるときは、そのことを明記する。

5 その他

政府は、本対策に基づいてとられた国民負担の軽減方策について、できる限り計数的な内容も含めて毎年国民に分かりやすく報告する。

また、その実施状況を把握し、必要に応じ行政監察機能を活用して改善を推進する。